

平成 2 6 年 3 月 4 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第 1 回 廿日市市議会議案説明書目次

報告第 2 号	専決処分事項の報告について	1
議案第 18 号	職員の配偶者同行休業に関する条例	3
議案第 19 号	廿日市市地域の元気臨時交付金基金の設置、管 理及び処分に関する条例	9
議案第 20 号	廿日市市いじめ問題対策連絡協議会条例	11
議案第 21 号	廿日市市いじめ防止対策委員会条例	13
議案第 22 号	廿日市市消防長及び消防署長の資格を定める条 例	17
議案第 23 号	職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の 種類及び基準に関する条例の一部を改正する条 例	19
議案第 24 号	廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例	23
議案第 25 号	廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条 例の一部を改正する条例	25
議案第 26 号	廿日市市社会教育委員条例の一部を改正する条 条	27
議案第 27 号	廿日市市地区集会所設置及び管理に関する条例 を廃止する条例	29
議案第 28 号	廿日市市佐伯工業団地休養施設設置及び管理条 例を廃止する条例	31
議案第 29 号	廿日市市農産物加工センター設置及び管理条例 を廃止する条例	33
議案第 47 号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の 変更及び規約の変更について	35
議案第 48 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める ことについて	37
議案第 49 号	過疎地域自立促進計画の変更について	39

議案第 5 0 号	市道路線の認定及び廃止について		4 1
議案第 5 1 号	廿日市市土地開発公社定款の変更について		4 3
議案第 5 2 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について		4 5

(報告第2号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(教育委員会)

1 専決処分した理由

平成25年11月6日教育指導課の職員が、就学时健康診断用務のため、公用車を運転して廿日市市木材港南地内の交差点を直進しようとした際、左方向から右折しようとして進行してきた軽貨物自動車と衝突し、同車に損傷を与えた。

この交通事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 46,402円

債権者 広島市西区小河内町一丁目25番11号

有限会社 昭電広島

代表取締役 岩 切 征 雄

3 専決処分年月日

平成26年1月15日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであつたときは、この限りでない。

(議案第18号)

職員の配偶者同行休業に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資するため、配偶者同行休業制度を導入しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 配偶者同行休業の承認 (第2条関係)

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、これを承認することができる。

(2) 配偶者同行休業の期間 (第3条関係)

配偶者同行休業の期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(3) 配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由 (第4条関係)

配偶者同行休業の対象となる職員の配偶者が外国に滞在する事由(6月以上継続することが見込まれるものに限る。)は、次に掲げる事由とする。

ア 外国での勤務

イ 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

ウ 学校教育法による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(ア及びイに掲げるものに該当するものを除く。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらに準ずる事由として規則で定めるもの

(4) 配偶者同行休業の承認の申請 (第5条関係)

配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(5) 配偶者同行休業の期間の延長（第6条関係）

ア 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

イ 配偶者同行休業の承認に関する規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(6) 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情（第7条関係）

配偶者同行休業の期間の延長は、特別の事情がある場合においては、再度行うことができる。

(7) 配偶者同行休業の承認の取消事由（第8条関係）

配偶者同行休業の承認の取消事由は、次に掲げる事由とする。

ア 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在中の事由が(3)のアからエまでに掲げる事由に該当しないこととなったこと。

イ 配偶者同行休業をしている職員が、産前休暇又は産後休暇を取得することとなったこと。

ウ 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、育児休業を承認することとなったこと。

(8) 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用（第9条関係）

ア 任命権者は、配偶者同行休業及び期間の延長の申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理す

るため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

(ア) 申請期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

(イ) 申請期間（当該期間が1年を超える場合においては1年）を任期の限度として行う臨時的任用

イ 任命権者は、任期を定めた採用をする場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。また、任期を定めた採用をした職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 関係条例の規定の整理

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

配偶者同行休業をしていた職員の復職時等における号給の調整をすることができることとする。

(2) 廿日市市職員定数条例の一部改正

配偶者同行休業をしている職員は、定数の外に置くことができることとする。

(3) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

配偶者同行休業に伴う任期付採用職員は、育児休業をすることができないこととする。

4 施行期日

平成26年4月1日

5 根拠法令

(1) 地方公務員法

第26条の6 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第5項及び第6項におい

て同じ。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。)をすることを承認することができる。

② 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

③ 配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

④ 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

⑦ 任命権者は、第1項又は第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

⑧ 任命権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

- ⑪ 前条第2項、第3項及び第6項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第3条第1項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

(議案第 19 号)

廿日市市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に
関する条例

(経 営 政 策 課)

1 制定の理由

地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）実施計画に基づく事業に要する経費の財源に充てるため、廿日市市地域の元気臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置しようとするものである。

2 基金の内容

(1) 積立金の額

基金として積み立てる額は、予算で定める。

(2) 管理の方法

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 処分ができる場合

基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(4) 運用益金

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(5) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(6) 条例の失効

この条例は、平成２７年３月３１日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

３ 施行期日

公布の日

４ 根拠法令

地方自治法

第２４１条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

⑧ 第２項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第20号)

廿日市市いじめ問題対策連絡協議会条例

(教育委員会)

1 制定の理由

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的として、廿日市市いじめ問題対策連絡協議会を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 会長及び委員（第2条関係）

ア 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

イ 会長は、市長をもって充て、会務を総理し、協議会を代表する。

ウ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

エ 委員は12人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(イ) 広島県の職員のうちから市長が委嘱する者

(ウ) 広島県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(エ) 副市長のうち市長が指名する者

(オ) 教育長

(カ) いじめの防止等に関する団体を構成する者のうちから市長が委嘱する者

(キ) いじめの防止等について専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する者

(2) 任期（第3条関係）

ア 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

イ 委員は、再任されることができ、その職に基づいて委嘱され、又は任命された委員が当該職を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 根拠法令

いじめ防止対策推進法

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(議案第 21 号)

廿日市市いじめ防止対策委員会条例

(教育委員会)

1 制定の理由

本市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにすることを目的として、廿日市市いじめ防止対策委員会を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 所掌事務 (第 2 条関係)

ア 市立学校におけるいじめの防止等のための調査研究

イ 市立学校におけるいじめに関する通報や相談についての調査審議

ウ 法第 24 条に規定する市立学校から報告を受けたいじめの事案についての調査

エ 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係の調査

オ いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会が必要と認めることについての調査審議

(2) 組織 (第 3 条関係)

委員会は、学校関係者 2 人及び学識経験者 5 人の委員で組織する。

(3) 任期 (第 4 条関係)

ア 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

イ 委員は、再任されることができる。

(4) 委員長及び副委員長 (第 5 条関係)

ア 委員会に委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により定める。

イ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(5) 会議（第6条関係）

ア 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

イ 委員長は、会議の議長となる。

ウ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

エ 会議は、委員会が認めるときは、非公開とすることができ、委員会が行う調査の公平性及び中立性を確保するため特に必要があると認めるときは、特定の委員を除いて開くことができる。

(6) 意見の聴取（第7条関係）

委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(7) 秘密の保持（第8条関係）

委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様とする。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 根拠法令

(1) いじめ防止対策推進法

第14条

③ 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(2) 地方自治法

第138条の4

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会

その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(議案第 22 号)

廿日市市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(消 防 本 部)

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において消防組織法の一部が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格について定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 消防長の資格

ア 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。

イ 市の行政事務に従事した者で、廿日市市部設置条例（昭和63年条例第5号）第1条に規定する部の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(2) 消防署長の資格

消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 根拠法令

消防組織法

第15条

② 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

③ 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資

格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

(議案第 23 号)

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準
に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

国家公務員及び広島県職員の給与の改定方針などを考慮し、職員が所有する住宅に係る住居手当の廃止、職員に対する災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）の支給に関する規定の整備及び勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法の改定をするなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 職員が所有する住宅に係る住居手当（月額3,300円）を廃止する。

イ 災害対策基本法等の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その職員に災害派遣手当（日額6,620円以内）を支給する。

ウ 勤務 1 時間当たりの給与額の算出については、当該算出方法に月額の特殊勤務手当を含めて算出する。

エ その他団体の名称を変更する。

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

ア (1)のアに同じ。

イ (1)のイに同じ。

3 関係条例の規定の整理

一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、必要な規定の整理を行う。

4 施行期日

(1) 2の(1)ア、ウ及び(2)アの改正規定 平成26年4月1日

(2) 2の(1)イ、エ及び(2)イの改正規定 公布の日

5 根拠法令

(1) 地方自治法

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(3) 地方公営企業法

第 3 8 条

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

(議案第 24 号)

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例

〔 財 政 課
農 林 水 産 課
維 持 管 理 課 〕

1 提案の要旨

消費税法等の一部が改正され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることなどに伴い、次の表の左欄に掲げる条例に定める同表の右欄に掲げる手数料又は使用料の額を改定しようとするものである。

条 例	手数料又は使用料
廿日市市手数料条例	事務手数料
廿日市市漁港管理条例	施設使用料
廿日市市港湾施設管理条例	施設使用料

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 25 号)

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

(高 齢 介 護 課)

1 提案の要旨

廿日市市保健福祉研修センターの指定管理者の指定期間が平成 26 年 3 月 31 日をもって満了し、同日をもって指定管理者による管理を廃止することに伴い、当該施設の管理に関する規定を改正しようとするものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

③ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

④ 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(議案第 26 号)

廿日市市社会教育委員条例の一部を改正する条例

(教育委員会)

1 提案の要旨

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を新たに定めようとするものである。
- (2) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

3 根拠法令

社会教育法

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

4 参照法令

社会教育法

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

(議案第 27 号)

廿日市市地区集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(地 域 政 策 課)

1 提案の要旨

公の施設としての地区集会所を廃止するため、廿日市市地区集会所設置及び管理に関する条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 28 号)

廿日市市佐伯工業団地休養施設設置及び管理条例を廃止する
条例

(商工労政課)

1 提案の要旨

廿日市市佐伯工業団地休養施設を廃止し、当該施設を地区集会所などとするため、廿日市市佐伯工業団地休養施設設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 27 号説明書に同じ。

(議案第 29 号)

廿日市市農産物加工センター設置及び管理条例を廃止する条例

(農 林 水 産 課)

1 提案の理由

廿日市市農産物加工センターを廃止し、当該施設を地区集会所などとするため、廿日市市農産物加工センター設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 27 号説明書に同じ。

(議案第 47 号)

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約
の変更について

(人 事 課)

1 提案の理由

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更をしようとするものである。

2 変更の内容

広島県市町総合事務組合の構成団体である竹原市から、非常勤職員に係る公務災害補償事務等を共同処理したいとの申請があったため、共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更をする。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。（以下略）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 48 号)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

(経 営 政 策 課)

1 提案の要旨

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する虫所山辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めようとするものである。

2 総合整備計画の内容

(1) 辺地の概況

ア 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市虫所山

イ 地区の中心の位置 廿日市市虫所山 108 番地 1

(2) 公共的施設の整備計画

ア 計画期間 平成 26 年度

イ 整備施設及び事業費

(単位：千円)

施 設 名	事 業 費	辺地対策事業債の予定額
厚生施設 (消防施設)	5, 1 0 4	5, 0 0 0
合 計	5, 1 0 4	5, 0.0 0

3 根拠法令

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

(議案第 49 号)

過疎地域自立促進計画の変更について

(経営政策課)

1 変更の理由

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、地域情報通信基盤整備推進事業及び救助工作車整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更しようとするものである。

2 変更の内容

- (1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の計画に地域情報通信基盤整備推進事業を加える。
- (2) 生活環境の整備の計画に救助工作車整備事業を加える。

3 根拠法令

過疎地域自立促進特別措置法

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

- ⑦ 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(議案第50号)

市道路線の認定及び廃止について

(維持管理課)

1 提案の要旨

(1) 市道路線の認定

開発行為により設置した道路、道路改良に伴い移管を受ける県道、事業計画のある道路の整備により既存道路の起点又は終点の変更が必要となった道路などを次のとおり市道路線に認定する。

認定する路線		認定の理由
番号	路線名	
528	野坂団地 10号線	生活道の形態を呈している道路を市道とするため
1059	山陽道 側道6号線	事業計画のある道路の整備により既存道路の起点の変更が必要となったため
1401	新屋敷 3号線	事業計画のある新設道路を市道とするため
2043	市井原線	道路改良に伴い移管を受ける国道を市道に編入することに伴い、起点の変更が必要となったため
4647	渡ノ瀬 馬ノ口線	道路改良に伴い移管を受ける県道を市道とするため
4648	土井7号線	開発行為により設置した新設道路を市道とするため

(2) 市道路線の廃止

(1)の新たな市道路線の認定に伴い、路線が重複する市道路線を次のとおり廃止する。

廃止する路線		廃止の理由
番号	路線名	
528	野坂団地 10号線	路線が重複することとなるため
1059	山陽道 側道6号線	
2043	市井原線	

2 根拠法令

道路法

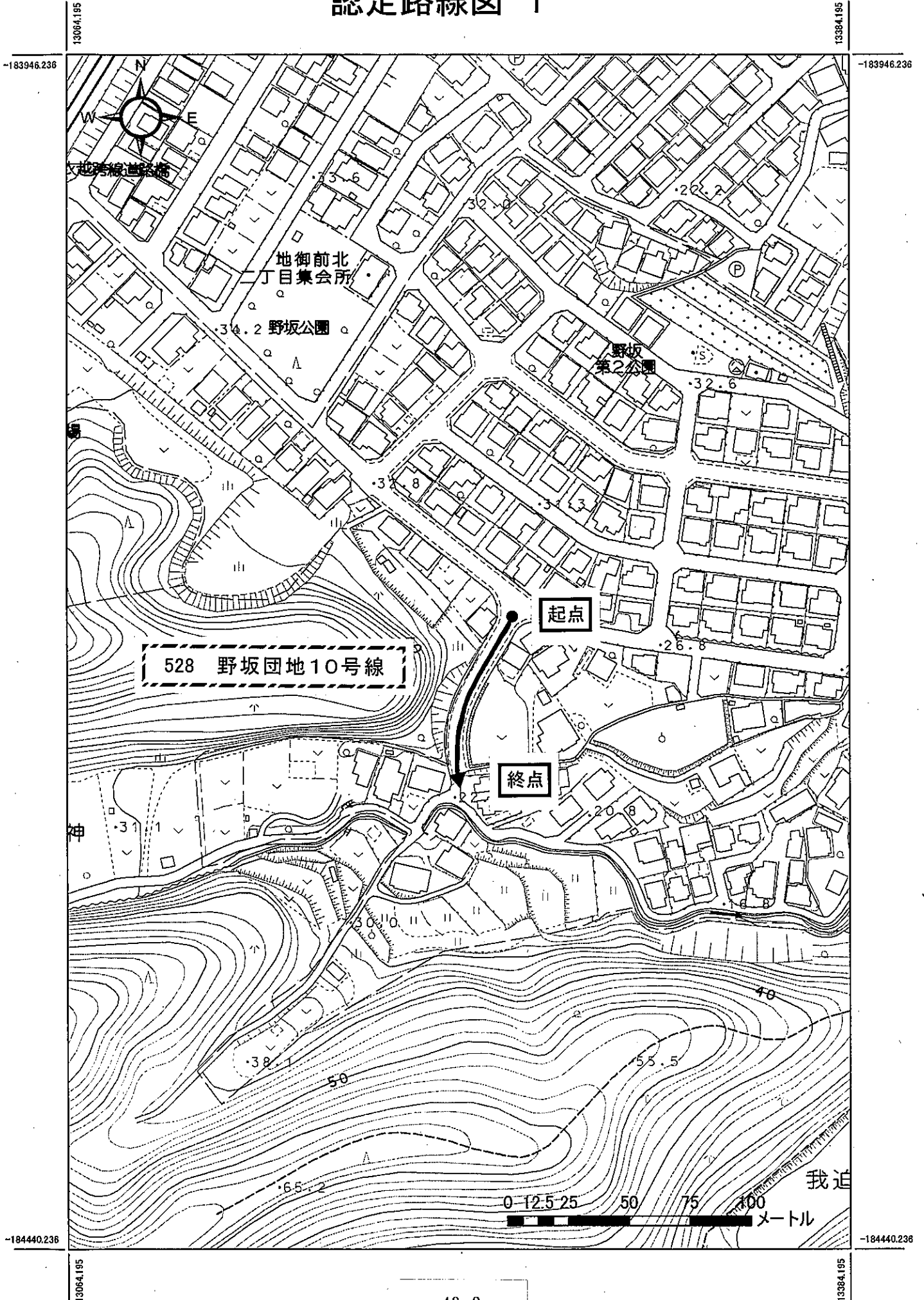
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

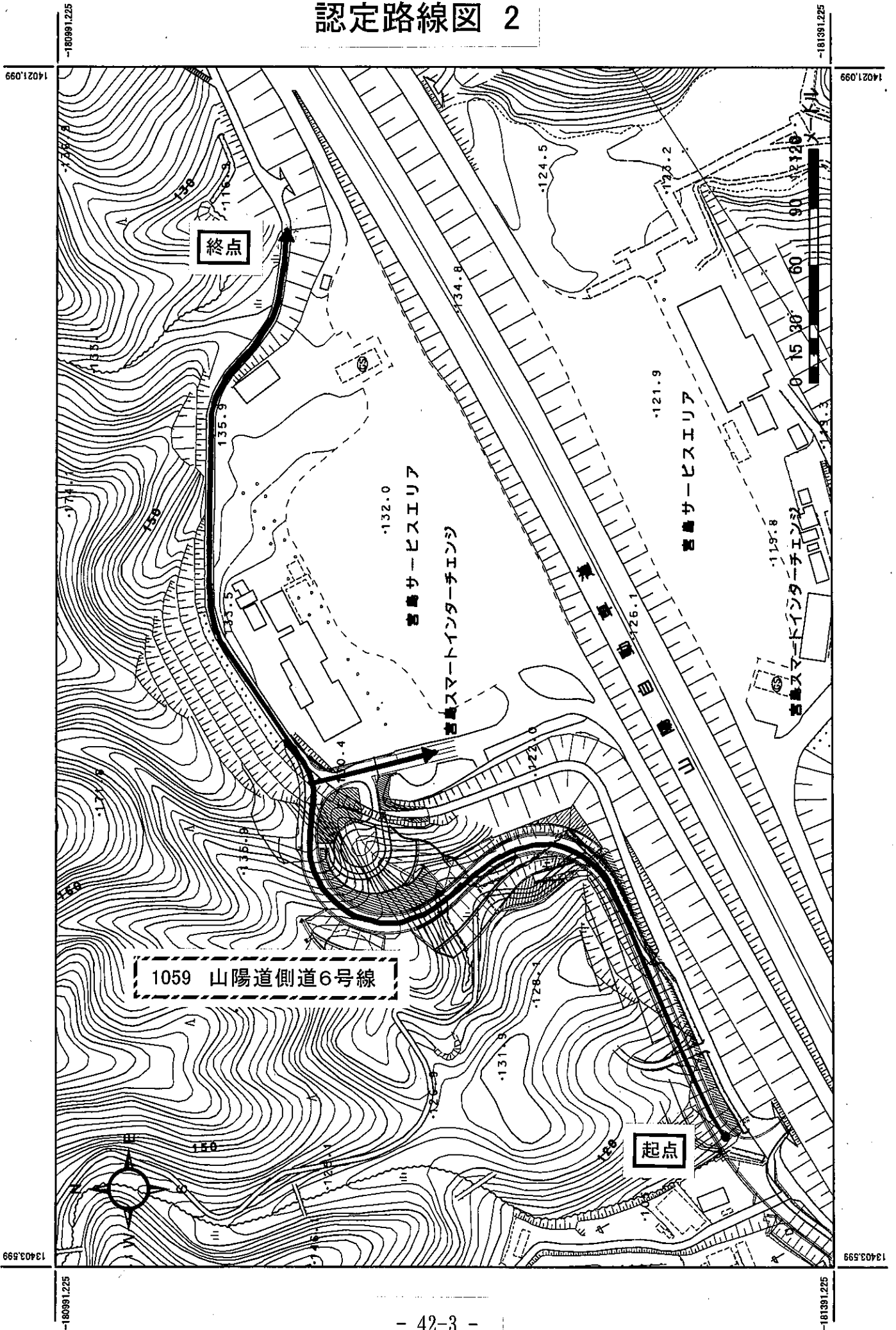
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

③ 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

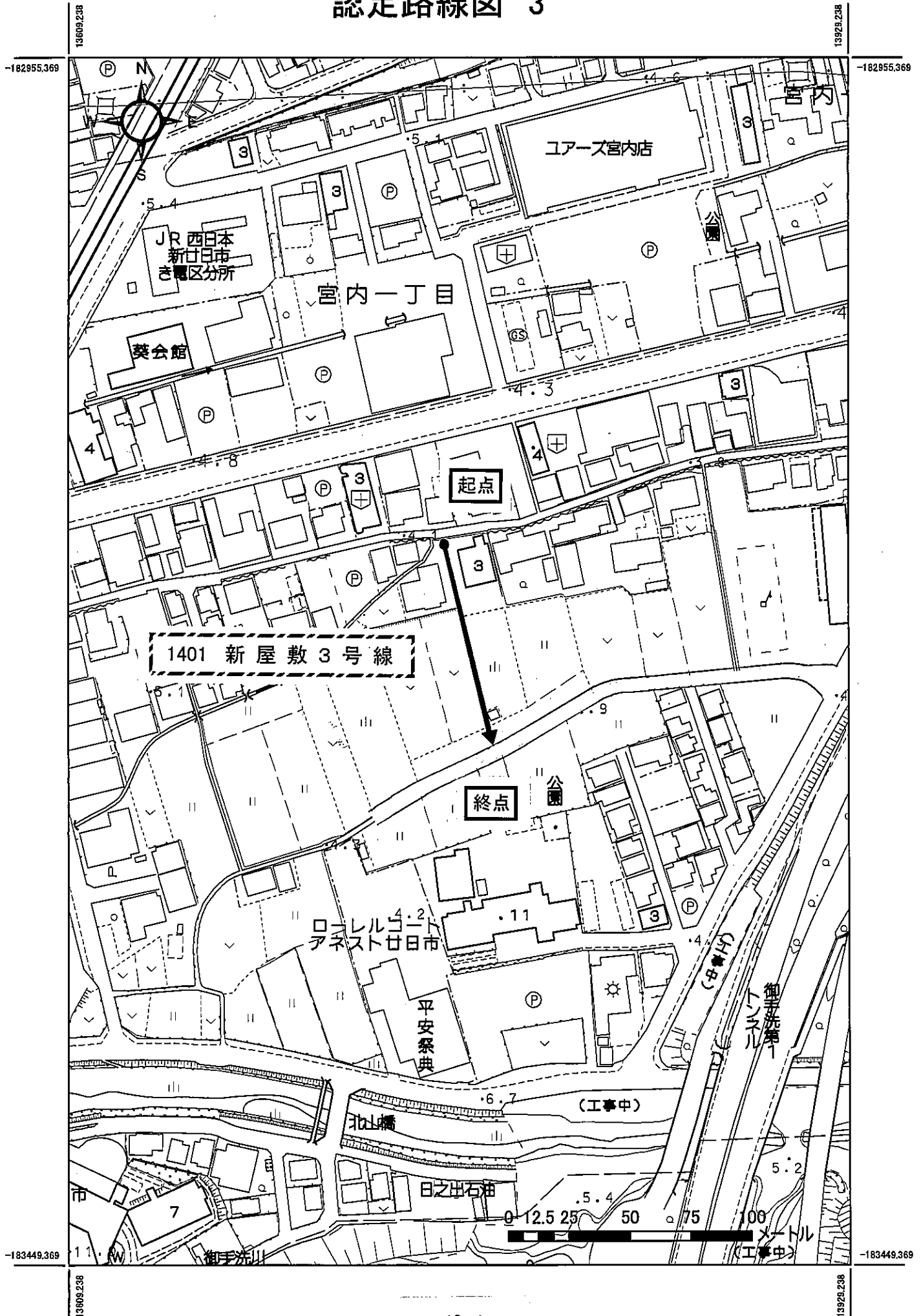
認定路線図 1



認定路線図 2



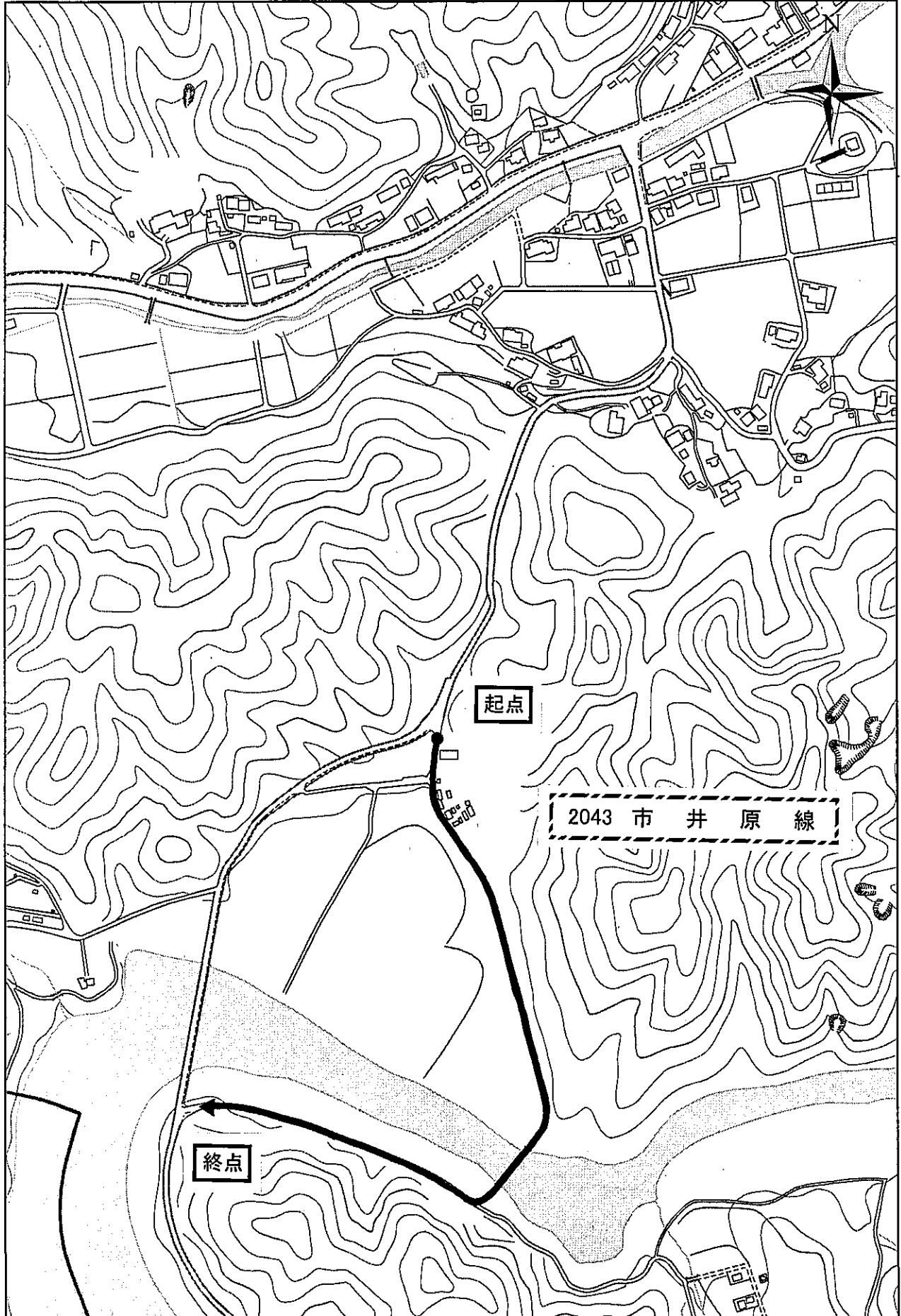
認定路線図 3



認定路線図 4

-2,823.9

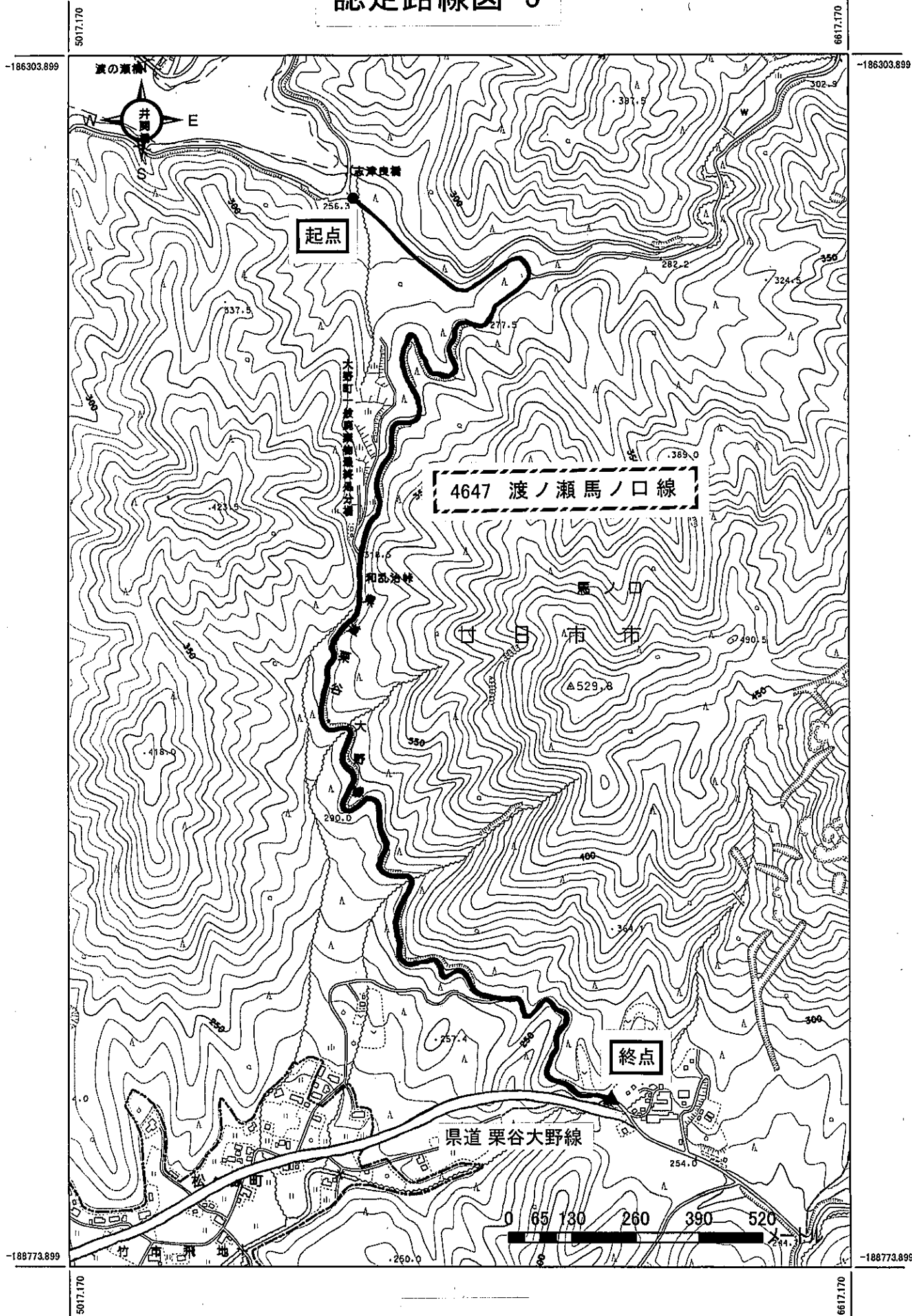
-183,865.2



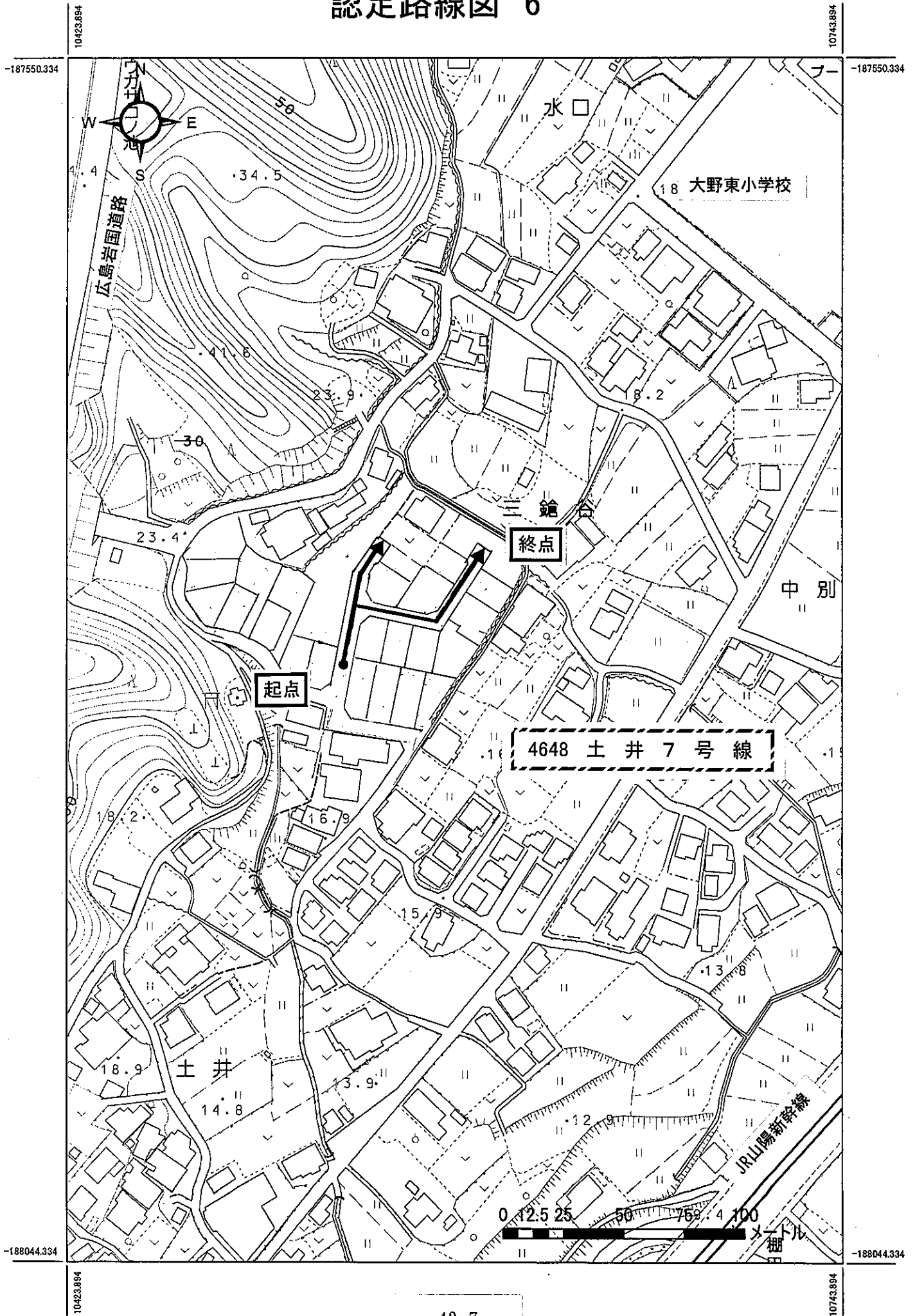
-185,143.6

-3,694.5

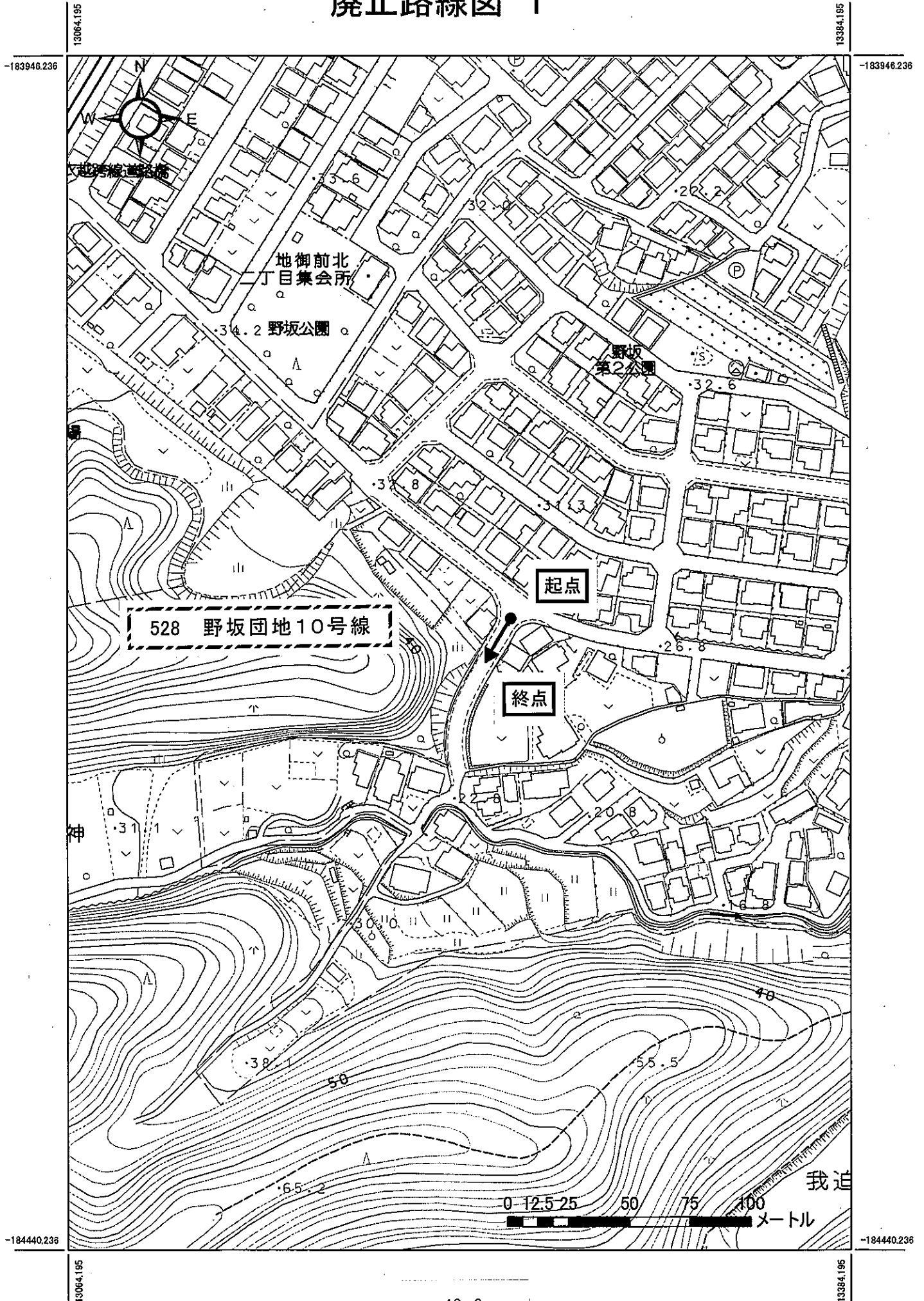
認定路線図 5



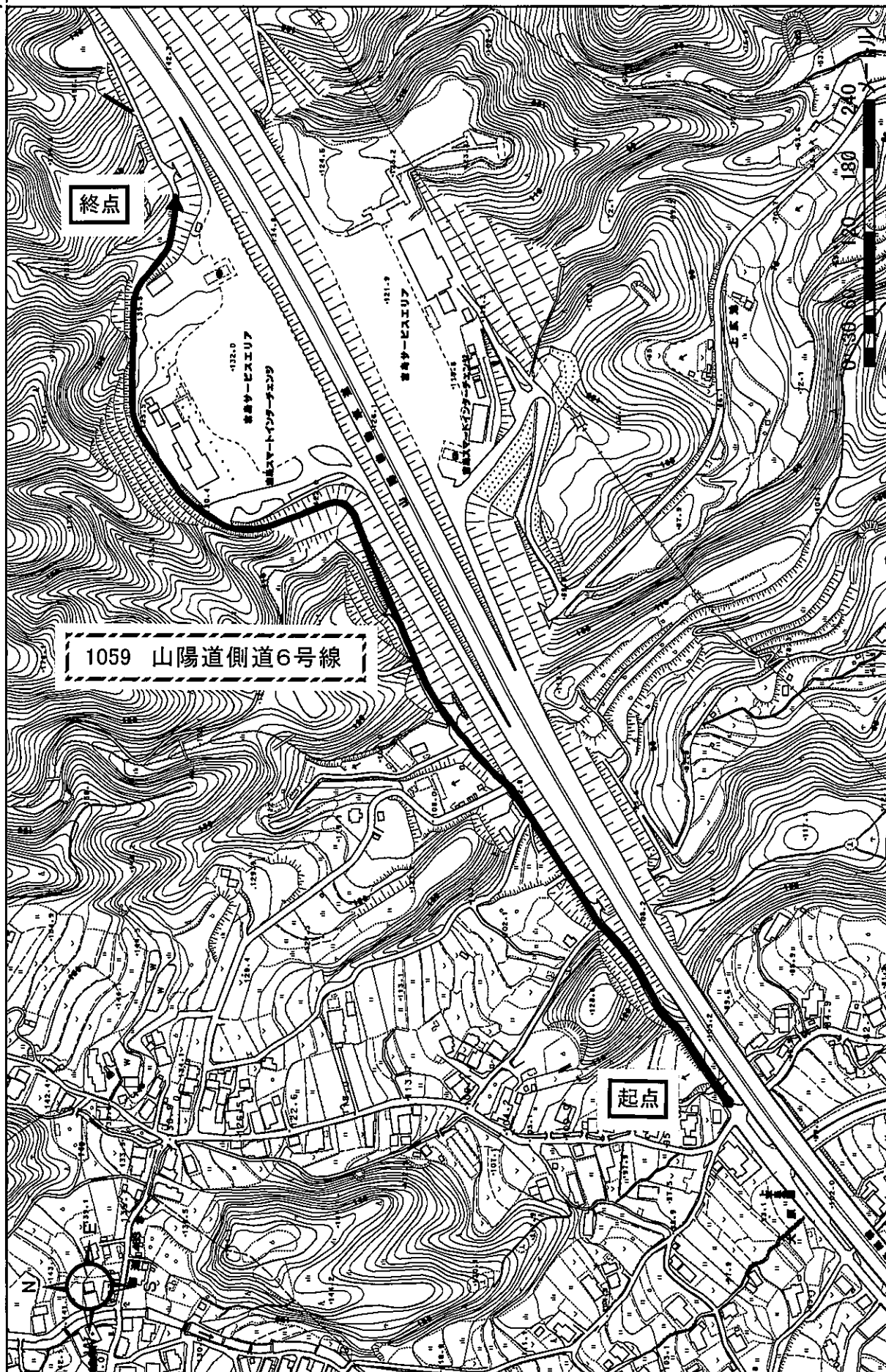
認定路線図 6



廃止路線図 1



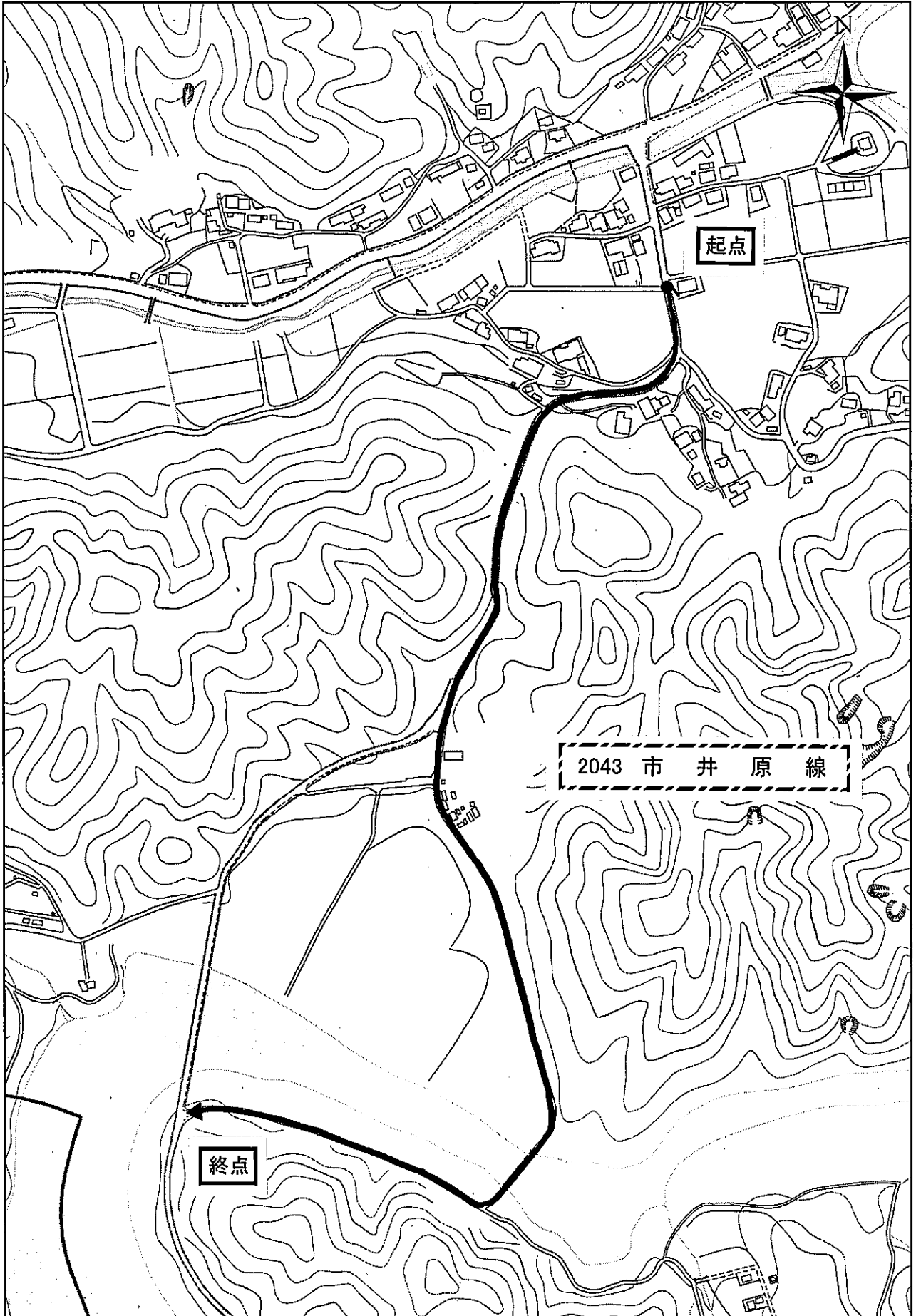
廃止路線図 2



廃止路線図 3

2,823.9

-183,865.2



-185,143.6

-3,694.5

(議案第 5 1 号)

廿日市市土地開発公社定款の変更について

(用 地 管 財 課)

1 提案の要旨

経理処理を行う上での基準となる土地開発公社経理基準要綱の一部が改正されたことに伴い、財務諸表にキャッシュ・フロー計算書を加えるため、定款を変更しようとするものである。

2 施行期日

広島県知事の認可のあった日

3 根拠法令

公有地の拡大の推進に関する法律

第 1 4 条

- ② 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第 1 0 条第 2 項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(議案第 5 2 号)

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 青木晴美委員は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

青 木 晴 美 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

水 中 誠 三

院 去 幹 雄

青 木 晴 美

2 根拠法令

地方公務員法

第 9 条の 2

② 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。